

議長交際費支出基準

1 目的

この基準は、呉市議会議長が議会を代表して交際するために要する経費(以下「議長交際費」という。)の公正かつ適正な支出を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 議長交際費の支出

議長交際費は、市議会の運営及び市政に有益と認められるもの並びに交際上必要と認められるものについて、予算の範囲内において支出する。

3 種別及び支出範囲等

議長交際費の支出基準は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げるもの以外の事案が発生した場合や議長が特に必要と認めるときは、社会通年上妥当と認められる範囲内で額の増減や支出することがきるものとする。

4 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとともに、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

5 実施期日

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

【別表】

| 種別 | 対象者等 | 金額 | |
|------------------|--|-------------------------|-----|
| 祝金 | 各種団体の総会、祝賀会、式典、行事等への出席祝金(懇親会、会食等飲食が伴う場合のみ支出) | 5千円(会費等が明記されている場合はその金額) | |
| 見舞金 | 病気や災害に係る見舞で、議長が特に必要と認めるもの | 社会通年上妥当と認められる額 | |
| 香典 | 現職市議会議員 | 本人 | 5万円 |
| | | 配偶者、1親等親族 | 1万円 |
| | | 義父母 | 5千円 |
| | 元市議会議員 | 10年未満 | 5千円 |
| | | 10年以上～20年未満 | 1万円 |
| | | 20年以上 | 2万円 |
| | 国会議員、県議員、近隣首長、近隣議長及び議員(いずれも元職及び一親等親族含む) | 1万円以内 | |
| 市特別職、行政委員、その他公職者 | 1万円以内 | | |
| その他議長が特に必要と認める者 | 1万円以内 | | |
| 供花等 | 香典対象者のうち議長が特に認める者 | 社会通年上妥当と認められる額 | |
| 会費 | 会費を必要とする会合等への参加に要する経費 | 会費相当額 | |
| 記念品代 | 国内外の来客等に対する記念品又は交際上必要な手土産や贈答品の購入等に要する経費 | 社会通年上妥当と認められる額 | |
| その他 | 市政運営上必要な交際に要する経費として、議長が特に認めるもの | 社会通年上妥当と認められる額 | |